

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008広第9号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年8月22日 06時45分ごろ	
発生場所	島根県 <sup>あま</sup> 海士町 <sup>きり</sup> 木路ヶ <sup>かき</sup> 埼灯台から真方位085°100m付近 (概位 北緯36°02.7′ 東経133°04.1′)	
事故等調査の経過	平成20年10月1日、本事故の調査を広島地方海難審判理事所から引き継ぎ、担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報</p> <p>漁船 第十五<sup>うらごう</sup>浦郷丸、19トン SN2-2792（漁船登録番号）、浦郷水産株式会社</p> <p>船長 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 甲板員 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	船底部に破口及び擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長及び甲板員の2人が乗り組み、島根県浦郷港に帰航中、単独で船橋当直中の甲板員が、居眠りに陥り、平成20年8月22日06時45分ごろ、島根県中ノ島南岸に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船が帰航中、単独で船橋当直中の甲板員が、遠隔操縦装置のダイヤルつまみをもったまま居眠りをしたことから、遠隔操縦装置のダイヤルつまみが少し右にとられ、中ノ島南岸に向け航行して乗り揚げたものと考えられる。 甲板員は、睡眠不足であったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が中ノ島南方沖を浦郷港に向け帰航中、単独で船橋当直中の甲板員が居眠りに陥ったため、遠隔操縦装置のダイヤルつまみが少し右にとられ、中ノ島南岸に向け航行して乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	